

防府市週休2日工事の実施要領（森林整備）

1. 趣旨

持続可能な建設産業を構築するためには、建設工事従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日の確保は、若者や女性を始めとする担い手の確保・育成を図る上で、喫緊の課題となっている。

このため、建設産業における「週休2日」の実現に向け、本要領に、週休2日の確保に取り組む工事（以下、週休2日工事という。）の実施方法等を定める。

2. 用語の定義

2. 1 週休2日工事（現場閉所型）

- (1) 「週休2日工事（現場閉所型）・通期」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「週休2日工事（現場閉所型）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての4週間（28日）において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「週休2日工事（現場閉所型）・完全週休2日」とは、対象期間内で連続する全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- (4) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (6) 「4週8休以上」とは、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2. 2 週休2日工事（交替制）

- (1) 「週休2日工事（交替制）・通期」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- (2) 「週休2日工事（交替制）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての4週間（28日）において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- (3) 「週休2日工事（交替制）・完全週休2日」とは、対象期間内で連続する全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以上以上の休日を確保する取り組みをいう。
- (4) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
また、下請企業については施工体制台帳上の工期※1を基本とする。
※1 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象期間を設定するものとする。
- (5) 「4週8休以上」とは、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

3. 対象工事

現場作業を行う期間が1週間以上の全ての工事（営繕系を除く）を対象とする。

なお、営繕系工事については、別に定める「防府市営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領」によるものとする。

（「週休2日工事（交替制）」の場合は、「現場作業を行う期間」を、「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。）

4. 発注方式

(1) 発注者指定型の「週休2日工事（現場閉所型・月単位）」として発注する。

また、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休2日工事（交替制・月単位）」として発注する。

<現場閉所が馴染まない工事の例>

- ・ 緊急性が高い工事等で休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・ 連続施工せざるを得ない工事
- ・ 社会的要請により早期完成が望まれる工事

(2) 現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議したうえで、週休2日工事（現場閉所型）は週休2日工事（交替制）に、週休2日工事（交替制）は週休2日工事（現場閉所型）にそれぞれ変更することができる。

(3) 週休2日工事（現場閉所型・交替制）のいずれも困難な工事は、例外的に週休2日工事の対象としないことができる。

<週休2日工事の対象外の例>

- ・ 災害復旧工事のうち、応急復旧工事(緊急随契を行うような工事)

5. 発注方法

(1) 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、現場説明書に発注方式（週休2日工事（現場閉所型）、週休2日工事（交替制）のいずれか）を、施工条件書に週休2日工事の適用について明示（別紙1参照）する。

(2) 工期の設定にあたっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部）」によるものとする。

6. 実施方法

(1) 受注者は、契約後速やかに、発注者と、週休2日工事の内容として、月単位もしくは完全週休2日のどちらを実施するか協議するとともに、「工期設定支援システム（山口県版試行）」を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認を行う。なお、受注者は、発注者が示した工期を延伸したい場合には、計画工程表を発注者へ提出すること。

(2) 発注者は、(1)により工期の延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る

契約変更を行うものとする。

(3) 受注者は、契約後の発注者との協議により決定した「週休2日工事」の実施内容を確実に履行するものとする。また、週休2日工事（現場閉所型）・完全週休2日において、受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

(4) 着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。

なお、工事着手後に、工程の変更理由が以下の1)～5)に示すような受注者の責によらない理由により、工期の延伸が必要となった場合は、適切に工期の変更を行う。

- 1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- 2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- 3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- 4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- 5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

7. 週休2日の確認方法

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

1) 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表（別紙4参照）を監督員に提出する。ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督員や検査員が請求した場合は、これを提示すること。

(2) 週休2日工事（交替制）

1) 受注者は、工事完了後、技術者や技能労働者の勤務状況が確認できる実施工程表（別紙4参照）を監督員に提出する。ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督員や検査員が請求した場合は、これを提示すること。

8. 経費の補正方法

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

発注時は、4週8休以上（月単位）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。受注者が完全週休2日を実施するとした場合において、この達成が確認された場合においても、契約変更は行わない。

月単位の4週8休に満たないものは通期の実施状況に応じて補正分を減額する契約変更を行う。

(2) 週休2日工事（交替制）

発注時は、4週8休以上（月単位）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。受注者が完全週休2日を実施するとした場合において、この達成が確認された場合においても、契約変更は行わない。

月単位の4週8休に満たないものは通期の実施状況に応じて補正分を減額する契約変更を行う。

(3) 共通事項

補正係数は別紙のとおり。

9. 工事成績評定

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

- 1) 受注者が月単位を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表において加点する。また、完全週休2日を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表において加点する。

- 2) 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

(2) 週休2日工事（交替制）

上記（1）の「現場閉所」を「技術者及び技能労働者の休日確保」に読み替えるものとする。

(3) 共通事項

提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為と

して取り扱う場合がある。

10. 工事標示板

週休2日工事の受注者は、週休2日に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和7年5月8日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和8年2月12日から施行する。

【土木工事】、【機械設備工事】

<補正係数（週休2日工事（現場閉所）・通期）>

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

- 1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）
- ・ 労務費 1.02
 - ・ 機械経費(賃料) 1.02
 - ・ 共通仮設費率 1.02
 - ・ 現場管理費率 1.03

<補正係数（週休2日工事（現場閉所型）・月単位）>

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

- 1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）
- ・ 労務費 1.04
 - ・ 機械経費(賃料) 1.02
 - ・ 共通仮設費率 1.03
 - ・ 現場管理費率 1.05

<補正係数（週休2日（交替制）・通期）>

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

- 1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）
- ・ 労務費 1.02
 - ・ 現場管理費率 1.01

<補正係数（週休2日工事（交替制）・月単位）>

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

- 1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）
- ・ 労務費 1.04
 - ・ 現場管理費率 1.03

（注1）適用する積算基準により補正する経費対象が異なる場合
○積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。

